

「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画・ 長崎県介護給付適正化計画（素案）」へ意見表明

～高齢者等を狙った悪質業者への各種法令に基づく行政対応につき意見表明～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部長崎損保会（会長：森 和郎 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長崎支店長）では、2023年12月19日付で公表された「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画・長崎県介護給付適正化計画（素案）」の意見募集に対し、12月28日付で意見表明を行いました。

当該計画は、長崎県内の市町において、2025年以降、高齢者人口が減少局面に転じる市町が多くなるものと推測されていることも踏まえ、ひとり暮らしの高齢者など、複雑で様々な支援を必要とする方が増えていく中で、地域住民がお互いの理解を深め、思いを共有し、参画の機会が増えていく共生社会の実現を目指すため、策定するものです。

長崎損保会では、「効果的な災害対策を推進するため、警察活動のみならず、関係機関・団体、事業者及び地域住民との連携・協働を強化し、官民一体となった取組を行う必要がある。」との認識に賛同した上で、消費者生活の安全確保に関しては、悪質業者への行政対応につき、次の意見表明をしております。

《主な意見内容》

P112～113 重点分野8 高齢者に安全・安心な地域づくり （2）安心して暮らすための支援の充実

③ 犯罪被害・交通事故等の防止活動

「③ 犯罪被害・交通事故等の防止活動」に関する「現状の課題」の認識、および「今後の取組」に賛同いたします。特に、「効果的な災害対策を推進するため、警察活動のみならず、関係機関・団体、事業者及び地域住民との連携・協働を強化し、官民一体となった取組を行う必要があります。」という認識に賛同いたします。

P117 重点分野8 高齢者に安全・安心な地域づくり （3）高齢者等への見守り ② 消費生活の安全確保

「② 消費生活の安全確保」に関する「現状の課題」の認識、および「今後の取組」に賛同いたします。なお、今後の取組の中心は、「高齢者等の消費者被害の未然防止や拡大防止」となっているようですが、特定商取引法等の各種関係法令に基づき、悪質業者に対する行政処分や罰則の適用など徹底的な業者対応も同時に行っていただきたい。